

「幼児教育・保育の無償化」に伴う副食費の板橋区費助成基準

(令和元年 11 月 1 日 区長決定)

(令和 5 年 3 月 31 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、「幼児教育・保育の無償化」に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外内閣府令第 39 号。以下「基準省令」という。）第 13 条第 4 項第 3 号の改正（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号））により、特定教育・保育施設に入所し、又は地域型保育事業所において特定利用地域型保育を受けている児童（以下「特定利用地域型保育利用児童」という。）であって、副食の提供に要する費用（以下「副食費」という。）が公定価格による給付の対象外とされた結果、その費用を当該児童の保護者から直接徴収することが可能となったものについて、板橋区の子算の範囲内で副食費を助成（以下「区費助成」という。）することにより、「幼児教育・保育の無償化」の効果を十分に発現たらしめ、もって子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）、基準省令及び東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 27 号）で使用する用語の例による。

(助成対象経費)

第 3 条 この基準による区費助成の対象経費は、特定教育・保育施設において提供される食事に要する費用のうち、副食費（公定価格に含まれるものを除く。）とする。

(助成対象者)

第 4 条 この基準による助成の対象となる者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 区内に所在する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園に在籍する児童若しくは特定利用地域型保育利用児童又は区内に住所を有し、区外の保育所若しくは認定こども園に在籍する児童若しくは特定利用地域型保育利用児童であること。
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該児童の教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る特別区民税又は市町村民税所得割合算額が 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する教育・保育給付認定保護者にあつては 77,101 円）以上の場合において、当該世帯に属する令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準

子どものうち、最年長者及び第2番目の年長者に限る。) であること。

(助成金額)

第5条 この基準による助成金の額は、公定価格の副食費徴収免除加算額に定める単価の額(対象児童一人当たりの月額)とする。ただし、特定利用地域型保育利用児童においては、保育所に適用される公定価格の副食費徴収免除加算額に定める単価の額(対象児童一人当たりの月額)とする。

(助成方法)

第6条 助成金は、区が、助成対象者の在籍する保育所、認定こども園又は地域型保育事業所(以下「施設」という。)の設置事業者若しくは助成対象者の保育の実施を板橋区が委託した市区町村に対して支払うものとする。この場合において、助成金の支払を受けた施設又は市区町村は助成対象者の保護者から副食費を徴収しない。

2 助成金は、保育所にあつては「板橋区保育所事業実施要綱」(平成22年3月25日区長決定)に基づき運営費の一部として、認定こども園及び地域型保育事業所並びに保育の実施を板橋区が委託した市区町村にあつては「板橋区施設型給付費等の支払いに関する要綱」(平成27年3月26日決定)に基づき施設型給付費又は地域型保育給付費と併せて区が支払うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、令和元年11月1日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和元年10月分の運営費助成及び施設型給付費等の支払から適用し、同年9月分までの運営費助成及び施設型給付費等の支払については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。